

ものづくり大学産学官連携ポリシー

平成26年8月20日 制定
平成29年11月20日 改正

1 基本的考え方

ものづくり大学（以下「本学」という。）は、高度な技能と技術の融合した実践的な技能工芸に関する教育及び研究を通じて、我が国のものづくり基盤技術における価値の創造と発信を行い、産学官連携により社会に貢献していくことを目指しています。

この目標を実現するため、次の事項を基本として、本学における「産学官連携ポリシー」を定めます。

- (1) 教育・研究の成果を広く社会に還元するため、産学官連携を積極的に推進します。
- (2) ものづくり基盤技術における成果を広く社会に発信し、社会の持続的な発展と福祉の向上に寄与します。
- (3) 地域における知的活動拠点として、産学官連携の効率的・効果的な推進を図るため、地域産業界や地方自治体等との連携・交流を深めます。
- (4) 産学官連携活動を通じて、社会の発展に貢献できる有為な人材を育成します。
- (5) 産学官連携推進の中核的な部門であるものづくり研究情報センターが、産学官連携活動を実施します。

2 共同研究・受託研究等の活性化

- (1) 企業や地方自治体等のニーズに基づいた共同研究及び受託研究等を受託し、研究活動を活性化します。
- (2) 産学官との緊密な連携を図りながら、研究の芽を事業化に結び付ける技術相談を行います。

3 知的財産の創出・活用等

本学の教員による教育・研究の成果、また、外部機関との共同研究により得られた成果については、知的財産としての適切な評価、承継、技術移転等により、産業界等における活用を図ります。

なお、知的財産に関わる事項については、知的財産ポリシーとして別に定めます。

4 人材育成

- (1) 産学官連携に関する交流会や公開講座等を開催し、産業人材の育成に努めます。
- (2) 地方自治体や業界団体・企業と連携し、各種研修会等を開催し、人材育成を支援します。

5 情報の収集・発信

- (1) ものづくり研究情報センターにおいて、ものづくりに関する様々な情報を収集・発信し、産業界と学术界を繋ぐ活動を行います。
- (2) 研究会や展示会への参加、インターネットの活用等により、本学の多様な研究成果を積極的に紹介・発信します。